

我孫子市水道局告示第5号

令和2年度我孫子市水道事業告示第7号(令和3年度における労務報酬下限額の決定)の一部を次のように改正する。

令和3年9月14日

我孫子市水道事業管理者  
水道局長 古谷 靖

1 改正内容

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額の表中「928円」を「953円」に改める。

2 適用年月日

令和3年10月1日